

「地方公務員の新たな労使関係制度に係る主な論点」に対する意見

平成24年2月3日
全 国 町 村 会

国は、地方公務員の新たな労使関係制度と称し、国家公務員のいわゆる「自律的労使関係の確立」なるものを地方と問題意識を共有しないまま地方公務員制度にも取り込もうとしていると言わざるを得ない。本会は、これまで地方公務員の特性や地域の様々な実情、制度改正が与える住民サービスへの影響等を十分踏まえつつ、慎重かつ丁寧な検討を行い、疑問点や課題を明らかにするよう意見を述べてきたところであるが、そもそも何故今地方公務員についての制度改正を行わなければならないかの理由自体が今回示された「地方公務員の新たな労使関係制度に係る主な論点」をみても判然としないばかりか、総じて精神論や理念ばかりが抽象的に述べられているだけで、依然として地方の疑惑や不安を解消する内容にはなっていないのである。

以下、主要な論点について意見を述べる。

記

1. 協約締結権の付与について

これまで町村長は、労使慣行を尊重し、組合との妥結事項に関しては、これを誠実に実行してきており、労使間で安定した良好な関係が保たれていることから考えると、何故に協約締結権の付与が必要なのか、その実際的な理由や労使双方にとっての実益がどこにあるのかが不明である。

加えて、地方公務員の労使関係については、労使間の交渉にまつわる問題だけでなく、「住民の行政に対する信頼や行政サービス水準の維持・確保という要請を十分見据えたうえで、協約締結権の付与等の問題について慎重に検討すべきである」との本会意見について、「主な論点」では、「新たな政策課題に迅速かつ果断に対応し、効率的で質の高い行政サービスの実現を図る」とか、「交渉が制度的に担保されることになれば、より安定した労使関係の形成に資する」としているだけで、現行の労使関係制度に制度改正を必要とするいかなる問題があるのかについての、実態を踏まえた具体的な説明がなされているとは思えない。また、論述の多くは、「新たな制度の下における真摯な交渉を通じて、一層効率的で質の高い行政サービスの提供に資する」などと建前に終始したり、論理の飛躍がみられたりするなど、到底得心できるものとはなっていない。

2. 労働組合に加入できない地方公共団体の幹部職員の範囲について

労働組合に加入できない幹部職員の範囲に関しては、小規模な町村から都道府県に至るまで地方公共団体の規模は様々であること、とりわけ、小規模な町村においては、例示された部長職以外にも重要な行政上の決定に携わり、施策の推進に重要な役割を担う職員がいることから、「重要な行政の決定を行う職員」の捉え方も一律とはならないと考えられるので、一定の基準や考え方を具体的に示されたい。

3. 労働組合の認証要件について

「構成員の過半数が同一地方公共団体に属していれば職員の意見は適正に代表される」との考え方は大いに疑問であり、認証要件については、さらに慎重に検討される必要がある。

「主な論点」では、「主体となって組織し」、「過半数が」、「必ずしも構成員全員が」などと文脈によって便宜的に使い分けし、一貫した説明とはなっていない。とりわけ、「構成員の過半数が同一地方公共団体に属していることが必要である」という点と「必ずしも構成員全員が同一地方公共団体に属する職員でなければならないとする必要はない」という点とは、論理的整合がとれていない。

加えて、地公法53条5項や55条6項を引き合いに出して「過半数」の理由とするのは牽強付会の論理である。

4. 不当労働行為事件の審査及び紛争調整を行う機関について

これまで町村の公平委員会が担ってきた役割等地方の実態を十分踏まえ、公平性、中立性を確保しつつ、量的、時間的コストを最小限に抑えた紛争調整機関のあり方については慎重に検討されたい。

5. 民間の給与等の実態を調査・把握する主体等について

民間の給与等の実態を調査・把握する主体等について、本会は、「小規模な町村においても、現在の人事院・人事委員会勧告に代わる客観的、統一的な指標・数値を把握する必要から調査機関、調査方法等具体的な内容を示すこと」を、機会あるごとに求めてきたにもかかわらず、「主な論点」では依然として「更に検討する必要がある」とするに止まっており、誠に遺憾である。具体的な内容を早急に示されたい。

6. 消防職員の団結権の扱いについて

消防職員の団結権について、「付与することを基本的な方向とする」としているが、それを認めることにより、住民の消防行政に対する信頼が損なわれることがないのかどうか、警察、自衛隊などとの連携に支障を生じることはないのか、部内の統制や指揮命令に与える影響、認めるこの実際的必要性などについて関係団体の意見を十分に斟酌して、慎重に検討すべきであることを改めて強調しておきたい。

常備消防とおよそ組合活動に縁のないボランティアである消防団が一体となって地域の防災を支えているという実態から考えれば、ILOにおける議論や国際比較がどれだけの意味を持つものなのか、むしろ住民の安心感の喪失というリスクの方が大きいのではないかということを指摘しておく。